

令和2年度第1回海老名市介護保険運営協議会（書面開催） 結果

令和2年6月22日（月）書面開催

出席（書面）委員 14名

高橋会長、石渡副会長、大熊委員、古泉委員、大濱委員、窪倉委員、中島委員、
浦野委員、田中委員、鈴木委員、岩崎委員、川田委員、勝田委員、小野寺委員

1 議題

審議事項

（1）地域密着型サービス事業者の指定について（資料1）

報告事項

（1）第7期介護保険事業計画の進捗状況について（資料2）

（2）えびな高齢者プラン21【第8期】アンケート調査について（資料3）

（3）地域包括支援センターの活動状況について（資料4）

2 結果

書面審議の結果、審議事項については、委員全員が承認された。

3 主な意見

- ・通所介護と地域密着型通所介護との差異がわかるものがあれば送付いただきたい。
- ・計画期間の実績値を経年変化の分かるグラフにすると課題別の分析が明確になると思います。

4 意見・質問への回答

別紙資料のとおり

地域密着型サービス事業者の指定について（審議事項） 資料1
のご意見・ご質問への回答について

（ご意見・ご質問の要旨）

- ・通所介護と地域密着型通所介護との差異がわかるものがあれば送付いただきたい。

地域密着型通所介護について

1 地域密着型通所介護とは

地域密着型通所介護とは、定員が18人以下の小規模な通所介護（デイサービス）施設で、食事や入浴等の日常生活の支援や、生活機能訓練などのサービスを日帰りで受けられる介護サービスです。これにより、介護を受ける利用者の心身機能の向上と、介護を受け持つ家族の負担を軽減することを目的としています。

2 経緯について

介護保険制度の改正に伴い、2016年（平成28年）4月1日より導入されたこの区分は、それまで単一の「通所介護」だった枠から、利用者の定員によって「通所介護に該当する事業所」と「地域密着型通所介護に該当する事業所」の2つに区分されました。

3 通所介護との差異について

（1）事業所指定の管轄

事業所の指定については、従来は都道府県の管轄でありましたが、2016年（平成28年）4月1日の制度改正により、地域密着型通所介護については、市区町村の管轄に変わりました。

（2）サービスの対象

通所介護は利用者の住所に関係なくサービスが受けられることに対して、地域密着型通所介護のサービス対象は、原則として事業所のある市町村の住民限定となります。ただし、市町村の同意を得ることで、他の地域の方も利用できる施設もあります。

（3）会議設置の義務

事業者には、利用者・市町村の職員、地域住民の代表者等に対して、提供しているサービスの内容等を明らかにし、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質を確保することを目的として、運営推進会議の設置が義務づけられています。

（4）介護報酬

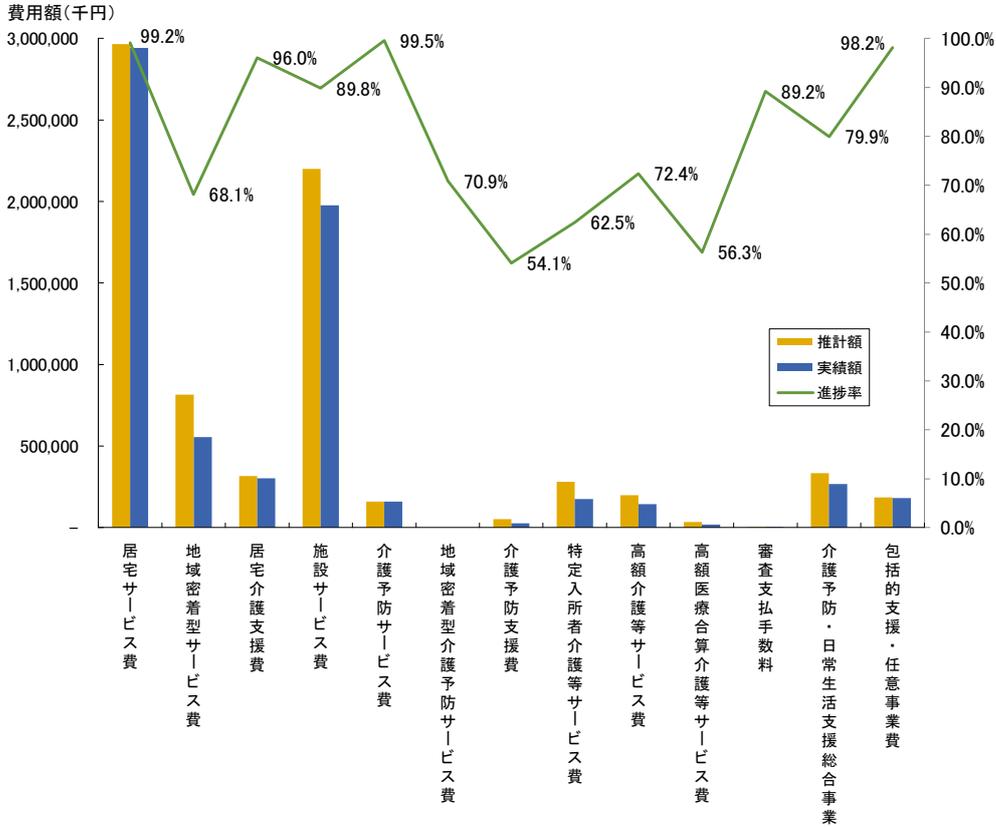
介護報酬を比較してみると、一例として、要介護2の人が通所介護サービスを受けた場合では3時間以上4時間未満が417単位、4時間以上5時間未満が438単位、5時間以上6時間未満が663単位であるのに対して、地域密着型通所介護サービスを受けた場合では3時間以上4時間未満が469単位、4時間以上5時間未満が491単位、5時間以上6時間未満が761単位となり、地域密着型通所介護の方が少しずつ割高になっています。

第7期介護保険事業計画の進捗状況について（報告事項）資料2のご意見・ご質問への回答について

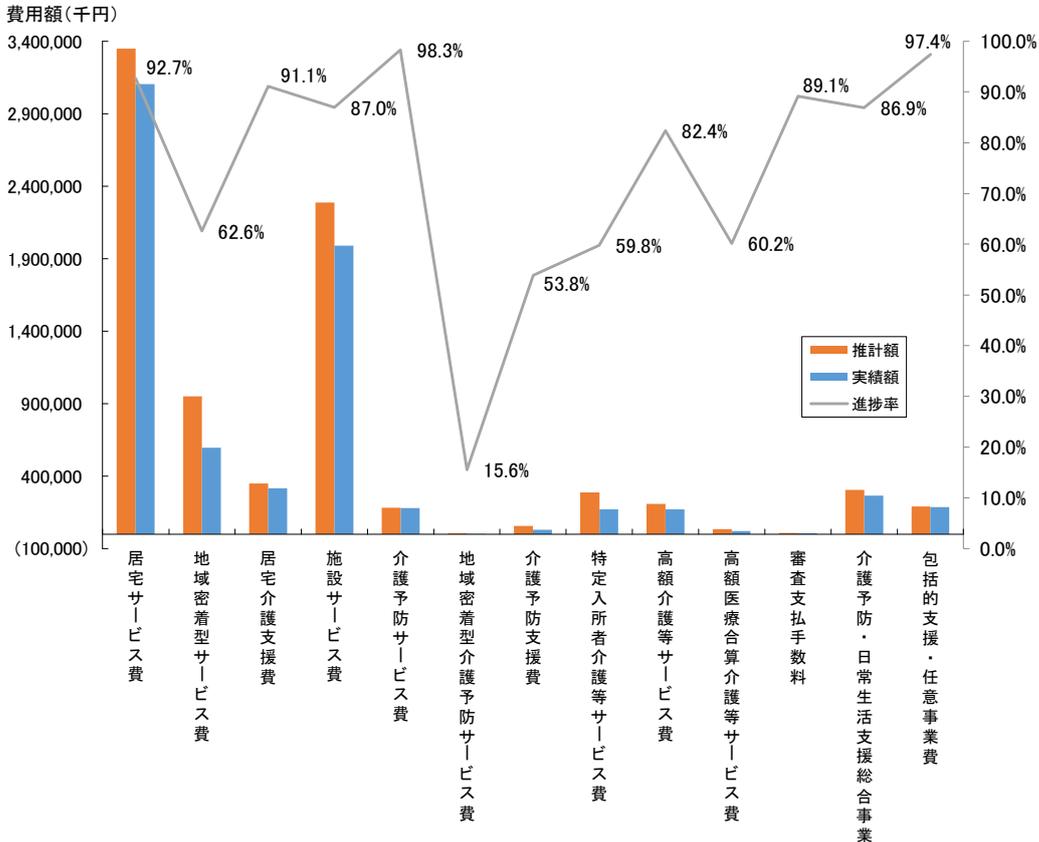
（ご意見・ご質問の要旨）

・計画期間の実績値を経年変化の分かるグラフにすると課題別の分析が明確になると思います。

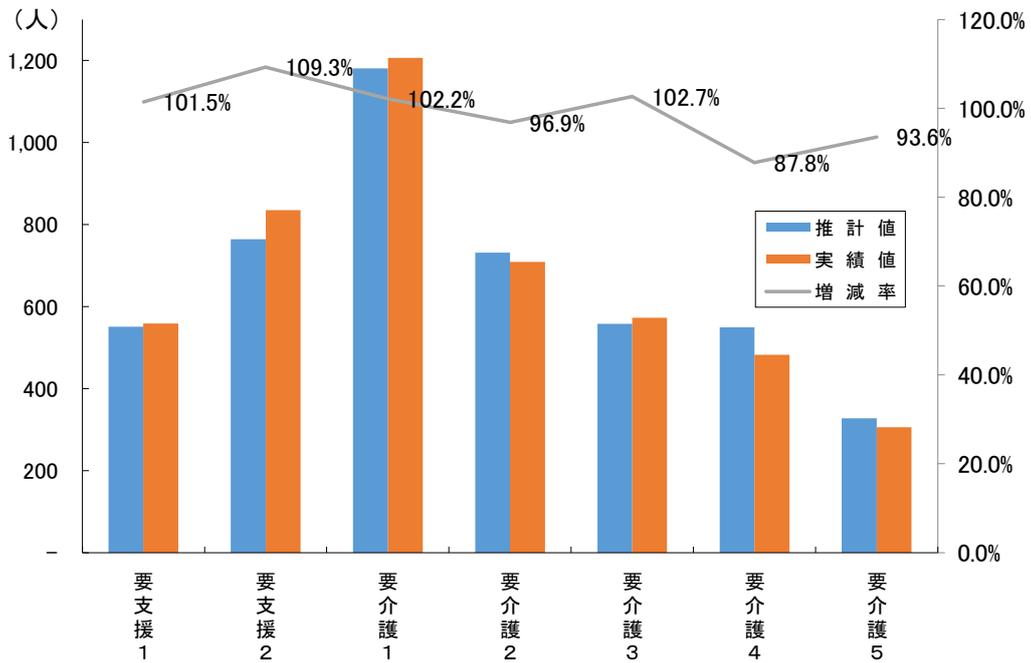
第7期介護保険事業計画の進捗状況【平成30年度】



第7期介護保険事業計画の進捗状況【令和元年度】



要支援・要介護認定者数の推移【平成30年度】



要支援・要介護認定者数の推移【令和元年度】

